

Strategic Japanese-UK Cooperative Program on “Oxide electronics, organic electronics and spintronics”

3rd Call for Proposals to be submitted by January 11th, 2011

I. General Description

I-1. Scheme for Joint Funding of Japanese-UK Research Cooperation

Based on the Memorandum of Understanding concluded between Japan Science and Technology Agency (JST) and the Engineering and Physical Sciences Research Council (EPSRC) on 22nd May, 2008, JST and EPSRC have initiated a program for joint funding of Japanese-UK cooperative research projects. After consultation between JST and EPSRC, “Oxide Electronics, Organic Electronics and Spintronics” has been selected as the field of research to which the joint funding scheme will be applied.

I-2. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen collaboration between Japan and UK within the field of “Oxide Electronics, Organic Electronics and Spintronics” to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative science and technology.

This specific area is currently undergoing remarkable development and is considered important by both JST and EPSRC in order to achieve steady growth and sustainability in the long term.

I-3. Prospective Applicants

JST and EPSRC invite Japanese and UK researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce already on-going research activities in each research group and contribute significant added value to these through international collaboration. Researchers from industry may participate in the joint collaboration.

EPSRC resubmission policy requires that UK applicants who are applying to this call for a second time should submit a substantially changed proposal.

I-4. Financial Support

JST and EPSRC plan to support cooperative research projects including exchange of researchers to the counterpart country.

JST supports expenses for Japanese researchers, and EPSRC supports expenses for UK researchers.

II. Support by JST/ EPSRC

It is envisioned to fund a total number of about 3 – 5 bilateral projects for the third call depending on the number of proposals. The number is variable depending on the budget conditions and the number of proposals.

II-1. Budget for a Cooperative Research Project

II-1.1 JST

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

Expenses for facilities and equipments may be requested, in principle, only for the first fiscal year.

II-1.2 EPSRC

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget from the UK is expected to fund 3 - 5 projects. Projects should not exceed £100K total cost per project (full economic cost, see the funding guide <http://www.epsrc.ac.uk/SiteCollectionDocuments/FundingGuideJanuary2010.pdf> for more details); proposals over £100K total cost will not be accepted. If applications are from more than one institution then the total cost of Parent and Child applications combined should not be more than £100K. Expenses for facilities and small equipment may be requested.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be approximately 3-years (i.e., about 36 months) in total. The start date should be in May 2011.

II-3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with a UK counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for a UK researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposiums, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-3.1 Contract between Applicant and JST/EPSRC

II-3.1.1 JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project should be handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) shall be applied to all intellectual property rights generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.1.2 EPSRC

UK researchers will be awarded grants under the standard EPSRC terms and conditions. These can be viewed in EPSRC’s funding guide at:

<http://www.epsrc.ac.uk/ResearchFunding/HowToApply/FundingGuide.htm>

II-3.2 Contract between Researchers

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and

the UK institutions. It is strongly advised, though not required, that appropriate discussions of the issue of rights regarding intellectual properties among the concerned parties take place, in order to ensure good collaboration. If an agreement is concluded, it should be reported in the application.

II-3.3 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. Projects will be funded for up to three years. Expenses covered in the program include the following items.

(1) Expenses for research exchanges

1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the research leader belongs.

JST provides travel expenses only for the Japanese researchers and EPSRC provides them only for the UK researchers.

2) Expenses for holding symposiums, seminars and meetings

(2) Expenses for research activities

1) Expenses for facilities and equipment (only for the first fiscal year for Japanese researchers)

2) Expenses for consumables

3) Expenses for personnel

- Expenses for a PhD student, or expenses for a post-doctoral research fellow to participate in the program. (for UK researchers)
- Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow. (for Japanese researchers)

4) Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(3) Overhead expenses

Overhead expenses as per JST/EPSRC norms

(4) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below shall be covered under this program:

- 1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- 2) Expenses related to procurement of major equipment
- 3) Expenses related to dealing with accidents or disasters occurring during cooperative research periods
- 4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

III. Application

The Japanese and UK applicants shall write a common application that shall be submitted to both JST and EPSRC in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants a Japanese version of the application is also required.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and UK researchers will play respectively in the project;
- b) Description on the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and UK groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and the United Kingdom over the longer term; and
- f) Discussion on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

The following application forms have been prepared, in English (E) and Japanese (J, for Japanese applicants only). The application forms for Japanese applicants are available

from JST. UK applicants will submit a combination of the JST forms and standard EPSRC documents.

- Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)
- Form 2J/E Summary
- Form 3J/E Information on research leaders (their CVs*)
- Form 4J/E Name list of individuals committed to the cooperative research project in Japan and UK
- Form 5J/E Description of the cooperative research project including the points stated above -*maximum of 10 pages*-
- Form 6J/E Plan for the cooperative project
- Form 7 E Papers and other publications by the Japanese-side research leader in the past 5 years
- Form 8 E Papers and other publications by the UK-side research leader in the past 5 years
- Form 9J/E Budget plan for the project

** The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from both Japanese and UK research leaders, which include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Both descriptions should total no more than one page A4.*

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above III-1. Additional documents should be completed for the UK application, as detailed below. The application forms shall be written in English. For Japanese applicants, a Japanese version is also required. Any documents which are required to be submitted to both EPSRC and JST must be the same for both applications.

III-3. Submittal of Application Forms for Japanese and UK Applicants

Applicants for the third call for proposals should send the applications by January 11th 2011.

Japanese applicants shall send their application forms to JST by 17:00 (Japanese

Standard Time) on January 11th—2011, through online application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) that has been newly established by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology as of January 2008. Japanese applicants should submit all above forms (Form1J/E-Form9J/E).

UK applicants shall send their application forms by Je-S by 4pm on January 11th 2011.

UK applicants should submit:

Form 5J/E as the Case for Support (maximum 10 pages) in English.

A Diagrammatic Work Plan.

A Justification of Resources (including a brief description of total combined resource requested).

A Pathways to Impact document

Form 3J/E, Form 4J/E, Form 7J/E, Form 8J/E and Form 9J/E(2) are additional to standard EPSRC applications, and should be attached in English as ‘Other Attachments’ through the Je-S System.

Form 1J/E, Form 2J/E, Form 6J/E and Form 9J/E(1)(3) should not be submitted to EPSRC as they are captured elsewhere in the EPSRC application process.

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST and EPSRC respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST and EPSRC will make a common decision regarding funding of selected proposals.

IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the proposed activities shall be supported by the applicants’ utilizing their resources available.

2) Capability of Research Leaders (one on each side)

The research leaders shall have the insight or experience necessary for pursuing the

activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.

3) Appropriateness of Plan

The plan shall incorporate an appropriate system for implementing the activity and be realistic in relation to the project budget.

4) Effect of the Activities

The proposed activities can be expected to achieve one of the following, through the cooperation with researchers in the counterpart country:

- Opening up of a new field or new advances in science and technology through the creation of new scientific knowledge in an existing research field.
- Nurturing of researchers able to play a central role in future research exchanges with the counterpart country.
- Sustained development of research exchanges with the counterpart country initiated by this activity.

5) On-going research activity

The proposed collaboration shall build on, reinforce and add significant value to already on-going research activities in each research group.

IV-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants around the end of March 2011.

V. Responsibilities of Research Leaders After Proposals are Approved

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing supported expenses.

V-1. Annual Progress Report (JST)

At the end of each fiscal year, the Japanese research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the

research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

V-2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit to JST and EPSRC respectively a final report which may include a financial report and the research exchange activities. The report submitted to JST shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the UK research groups. The report submitted to EPSRC should be of the standard EPSRC type at the time that the project is completed.

If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, please attach copies of such papers to the final report.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Dr Daiji Naka, Hidetaka Takasugi (Mr)
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
sicpuk2@jst.go.jp

UK applicants should contact the following for further information:



Dr Jonathan Williams
Portfolio Manager
EPSRC
Tel. 01793 444051
jonathan.williams@epsrc.ac.uk

平成 22 年度 戦略的国際科学技術協力推進事業
日英研究交流
「酸化物エレクトロニクス、有機エレクトロニクス、スピントロニクス」
第 3 回提案募集（平成 23 年 1 月 11 日 午後 5 時 締切）

I. 概要

I-1. 日英研究交流の共同支援のための新しい枠組み

平成 20 年 5 月 22 日に科学技術振興機構（JST）と英国工学・物理科学研究会議（EPSRC）は、日英の研究交流を推進するための共同ファンドプログラムを新たに始めることで合意し、覚書を締結しました。JST と EPSRC の協議の結果、「先端材料」分野の中で「酸化物エレクトロニクス、有機エレクトロニクス、スピントロニクス」の領域を本プログラムの支援対象とすることとなりました。

I-2. プログラムの目的と研究領域について

本プログラムの目的は、「酸化物エレクトロニクス、有機エレクトロニクス、スピントロニクス」領域における日英の研究交流を強化することにより、革新的な科学技術につながる国際的な研究成果を実現することです。現在、この領域は特筆すべき発展を遂げつつあり、長期にわたり持続する発展と成長を実現するために重要だと考えられます。

I-3. 応募資格

JST と EPSRC は、日本と英国の研究者から上記のような研究領域の共同研究プロジェクトの提案を募集します。応募者は応募にあたり、各国における応募要件を満たす必要があります。採択されるためには、日本と英国においてすでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される共同研究であることが必要です。

日本側研究代表者は、日本国内の大学、研究機関、企業に在籍する研究者であることが必要です。

英国側は EPSRC の方針により、第 1 回目もしくは 2 回目の公募に応募した英国側応募者は、類似の提案内容で EPSRC に応募することはできません。

I-4. 支援の概要

JST と EPSRC は、研究者同士の相互訪問を含んだ研究交流プロジェクトを支援

します。JST は日本側研究者を、EPSRC は英国側研究者を支援します。

Ⅱ．具体的な支援の内容

平成 22 年度は 3 ～ 5 課題程度を採択する予定です。支援課題数は、予算状況や応募状況に応じて変動します。

Ⅱ－１．研究課題当たりの予算規模

Ⅱ－１．１ JST

ひとつの研究課題の年間予算は、活動の内容に応じて、年ごとに違えることができます。但し、日本側研究者に割り当てられる 3 年間（36 ヶ月）の総予算額は、原則として、1500 万円を超えないものとします。例えば、1 年目は 400 万円、2 年目は 500 万円、3 年目は 600 万円、という提案も可能です。

本事業における予算上の制約から、各年度において配布金額が調整されることがあります。

なお、設備備品費に関しましては、原則として、初年度のみの支援と致しますので、ご注意ください。

Ⅱ－１．２ EPSRC

研究交流の内容により年度ごとの予算は異なりますが、総予算として 3 ～ 5 課題の支援を予定しています。英国側の予算は、1 課題当たり 3 年間で総額 100,000 ポンド(総経済コスト(Full Economic Cost)、詳細は以下の URL にある EPSRC のファンディング・ガイドを参照下さい)を超えないものとします。この額を超えた提案は認められません。また、英国側研究者が複数の組織に所属していても 100,000 ポンドを超えることは出来ません。

<http://www.epsrc.ac.uk/SiteCollectionDocuments/FundingGuideJanuary2010.pdf>

なお、実験設備、小規模な研究用機材にかかる経費は要求することができます。

Ⅱ－２．支援期間

研究交流開始から正味 3 年間(およそ 36 ヶ月)を基本としてご提案下さい。研究交流の支援開始は、2011 年 5 月を予定しています。

Ⅱ－３．支援詳細

本プログラムは、日英研究交流に係る追加的費用（旅費、セミナー／シンポジウム開催費等）を支援するためのものです。日英の研究グループにおいては、

主要な研究設備がすでに整えられていることが前提となります。

Ⅱ－３．１ 応募者と JST／EPSRC との契約

Ⅱ－３．１．１ JST

支援の実施にあたり、JST は大学や研究機関等（以下、「研究機関」という）との間で委託研究契約を締結します。委託研究契約は研究交流期間内で年度ごとに締結します。

契約締結にあたっては、本事業に係わる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 25 条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。

Ⅱ－３．１．２ EPSRC

英国側研究者は、EPSRC の標準的な契約条件にしたがってグラントを与えられます。この契約条件は以下の URL にある EPSRC のファンディング・ガイドで見ることができます。

<http://www.epsrc.ac.uk/ResearchFunding/HowToApply/FundingGuide.htm>

Ⅱ－３．２ 研究者間の契約

実際の共同研究を実施する上で共同研究契約が必要であれば、日本と英国の研究機関同士で契約を締結してください。知的財産権の取り扱いについて関係研究機関同士で十分話しあっておかれることを強く推奨します。契約が締結されている場合には、応募申請書の中に記載してください。

Ⅱ－３．３ 支出費目

今回の公募によって行われる支援は、研究交流を促進するためのものです。従って、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要な各国における研究活動に向けられます。本支援で支出できる項目は以下のとおりです。

(１) 研究交流費

１) 旅費

原則として、旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程に従って支出してください。

JST は日本側研究者の旅費を、EPSRC は英国側研究者の旅費を負担します。

2) シンポジウム・セミナー等開催費

シンポジウムやセミナー等開催に係る以下の経費を対象としています。

シンポジウム／セミナー等用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等。

(2) 試験研究費

1) 設備備品費（日本側研究者には原則として、初年度のみ可）

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日英研究交流に必須な設備のみを対象としています。

2) 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

3) 謝金等

謝金及び日本側研究者の人件費等（日本側研究者の場合）。

博士課程学生、ポスドクが本プログラムに参加するための経費（英国側研究者の場合）

4) その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機械運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

(3) 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の 10%以下となります。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

(4) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用

2) 主要な装置調達に関する費用

3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用

4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

Ⅲ. 応募

日本側研究者と英国側研究者は共通の申請書式を用い、日本側研究者は JST に、英国側研究者は EPSRC に申請を行います。申請は英語で行って頂きますが、日本側の申請者は日本語版も提出して下さい。

申請書式には以下の事項を記載することが必要です。

a) 日本側研究者と英国側研究者が、それぞれ共同研究の中で何を行うのかを明

確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述

- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 共同研究の根幹をなす現在行われている研究及び日本・英国グループの各々の強みに関する記述
- d) 両グループがどのように研究能力、技術及びその他の資源を相互に補いあうのかを含めた、共同研究がもたらす付加価値に関する記述
- e) 長期的にみてその研究が、日英の研究協力をいかに強化するのかに関する記述
- f) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由

Ⅲ－１．申請書式

以下の書式に従い、英語版（E）を提出してください。なお、日本側研究者は日本語版（J）も提出してください。日本側研究者の申請書式は日本側の支援機関から提供されます。英国側研究者は、日本側の申請書式と英国側の支援機関から提供される Je-S の標準様式を組み合わせることで申請することになります。

Form-1J/E	申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2J/E	研究要約
Form-3J/E	研究代表者情報（経歴（※））
Form-4J/E	日本及び英国の研究交流者一覧
Form-5J/E	研究交流の概要－ 10 ページ以内－
Form-6J/E	研究交流計画
Form-7 E	日本側代表研究者の最近 5 年間の論文他
Form-8 E	英国側研究者の最近 5 年間の論文他
Form-9J/E	年度毎の経費計画

（※）日本と英国両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。なお、両国の研究代表者の記載は合わせて A4 サイズ 1 ページ以内でお願いします。

Ⅲ－２．申請書式の作成

応募者はⅢ-1 で記載したすべての申請書式を作成する必要があります。申請書式として英語版（E）の作成が必要ですが、日本側研究者は日本語版（J）も作成してください。日本側と英国側の申請内容に相違ないことが必要です。な

お、英国側研究者はⅢ-3 で記載した申請書式を揃える必要があります。

Ⅲ－３．申請書式の提出について

今回の公募の締切りは 2011 年 1 月 11 日です。

日本側応募者は、府省共通研究開発管理システム (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じて、応募してください。Ⅲ-1 の Form-1J/E から Form-9J/E までの全ての申請書式を提出が必要です。日本側の締切りは、2011 年 1 月 11 日午後 5 時です。

英国側の公募の締切は 2011 年 1 月 11 日午後 4 時です。英国側応募者は、J-eS を使って申請書式を EPSRC に送付してください。

英国側応募者は、英語で記載された以下の申請書式を提出することが必要です。Form-5 は「支援内容」（10 ページ以内）として、「実行計画概要」、「要求金額の根拠」（必要とされる総額の概要を含む）、「実行計画概要」、「アカデミックコミュニティ以外の受益者に対して及ぼす影響」を記載してください。Form-3、Form-4、Form-7、Form-8 およびは Form-9(2) は、英国側の支援機関から提供される Je-S の標準様式に「その他の添付資料」として添付してください。Form-1、Form-2、Form-6 および Form-9(1) (3) の内容は Je-S で別途提出されますので、これらの申請書式の提出は必要ありません。

Ⅳ．評価について

Ⅳ－１．評価手順

JST と EPSRC で別々に選任された専門家で構成される委員会で全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JST と EPSRC は共同して支援する課題を選定します。

Ⅳ－２．評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

- 1) 制度の主旨及び対象分野への適合性
提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究の基盤が整備されていること
- 2) 研究代表者の適格性
研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること
- 3) 計画の妥当性
計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること

4) 研究交流の有効性

相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること

- 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
- 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成
- 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

5) 現在の研究活動

提案の共同研究が、日本と英国においてすでに進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する共同研究であること。

IV－3．結果の通知

選定の結果については、2011 年 3 月末頃までに通知する予定です。

V．採択後の両国の研究代表者の責務

V-1．年度毎の進捗報告（JST）

日本側研究代表者は研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告を、毎年度終了後速やかに JST に提出してください。

V－2．終了報告

日英の研究代表者は、期間内に実施した研究交流の終了報告を、研究交流期間終了後速やかに、JST 及び EPSRC それぞれに提出してください。JST に提出される終了報告には、経理報告と研究交流活動報告を記載してください。また、日英両国の研究グループが共同で作成した、研究交流の概要（最大で A4 サイズ 5 ページ）も必要です。EPSRC に提出される終了報告は、研究交流期間終了時における EPSRC 標準様式で行ってください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

担当： 仲 大地、 高杉 秀隆

Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379

sicpuk2@jst.go.jp

英国側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。

EPSRC Engineering and Physical Sciences
Research Council

Dr Jonathan Williams

Portfolio Manager

EPSRC

Tel. 01793 444051

jonathan.williams@epsrc.ac.uk

日本側応募者への追加的注意事項

I. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について

1 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。

このため、下記ホームページの様式及び提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究倫理・監査室より文書にてお知らせいたします。(なお、JST は、報告書が提出されていることを確認した上で、契約を締結いたします。)

ただし、平成22年4月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、及び提出日を申請書に記載してください。

また、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース^{*}への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

^{*} 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(3) 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の

競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

2. 日本側研究者への注意事項

(1) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】

「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

(抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成20年1月)」より抜粋)

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

(2) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済

- 産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
 - 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
 - 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
 - 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
 - 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
 - 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】

「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html

(3) 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(4) 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(5) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

(6) 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

(7) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

(8) 研究活動の不正行為に対する措置

- 1) 研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- 2) 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。
- ・不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者および当該不正行為に関与したと認定された者：不正が認定された年度の翌年から2～10年
 - ・不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者：不正が認定された年度の翌年から1～3年
- 3) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度*JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(遡及して適用することがあります)。
- 4) 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度*において申請および参加が制限される場合があります。

* 他の具体的な対象制度については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

その他、平成23年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がございますので、適宜文部科学省及びJSTのホームページ等でご確認ください。

II. e-Rad システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ：<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 仲、高杉	03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) sicpuk2@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:30 ~ 午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日～ 1月3日)を除く

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

(1)システムの使用に当たっての留意事項

① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。

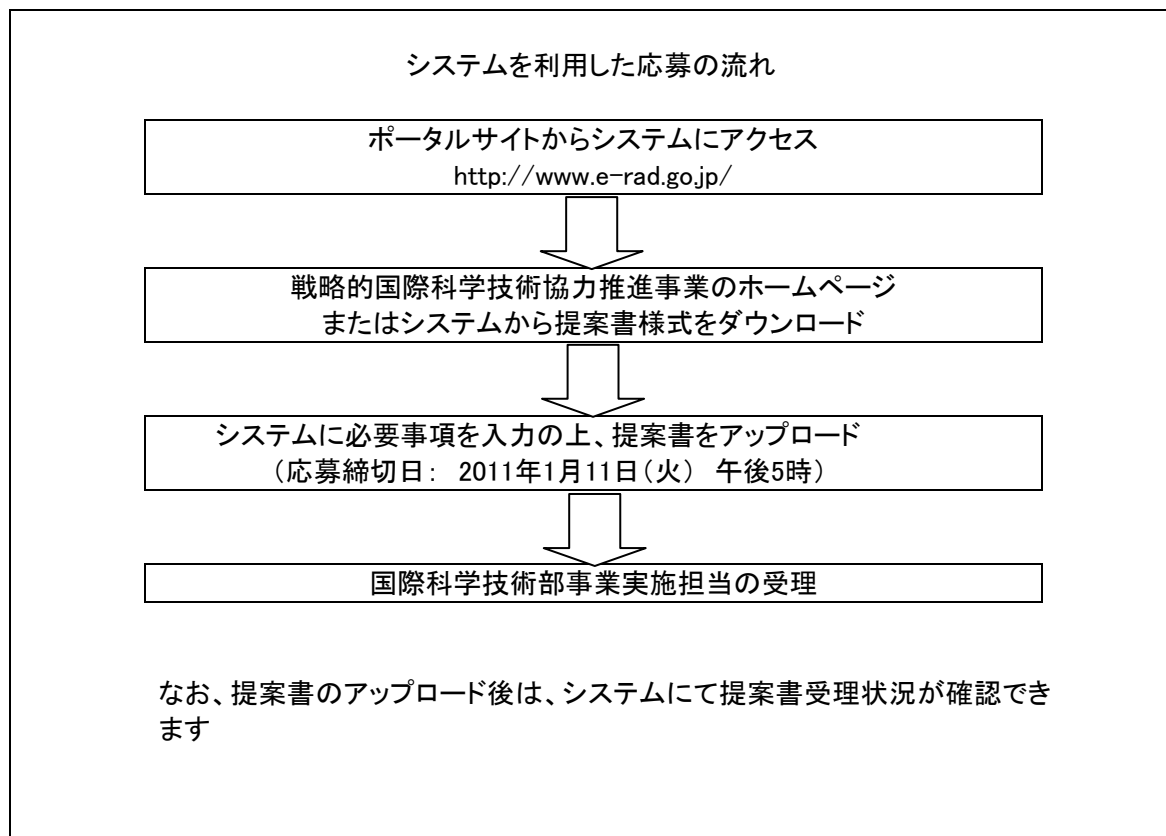
所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・

独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(2) システムを利用した応募の流れ



(3) 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/												
提出締切	2011年1月11日(火) 午後5時												
注意事項 ・システムの 利用方法 ・応募書類様 式のダウンロ ード ・ファイル種別 ・画像ファイル 形式 ・ファイル容量	- システムを利用の上、提出してください。 システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 - 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。 - 提案書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、操作マニュアルを参照してください。 - 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアルの操作方法を参照してください。 - アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファイル</th><th>最大サイズ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td><td>3Mbyte</td></tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td><td>1Mbyte</td></tr> <tr> <td>成果概要</td><td>3Mbyte</td></tr> <tr> <td>成果報告書</td><td>5Mbyte</td></tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td><td>1Mbyte</td></tr> </tbody> </table>	ファイル	最大サイズ	公募	3Mbyte	交付・委託契約手続き	1Mbyte	成果概要	3Mbyte	成果報告書	5Mbyte	実績・完了報告書	1Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3Mbyte												
交付・委託契約手続き	1Mbyte												
成果概要	3Mbyte												
成果報告書	5Mbyte												
実績・完了報告書	1Mbyte												
・提案書アップ ロード	提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。												
・提案書アップ ロード後の修 正	<所属研究機関を経由する場合> 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。 <所属研究機関を経由しない場合> 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部へ修正したい旨を連絡してください。												
・受付状況の 確認	- 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、ヘルプデスクまで連絡してください。 - 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。												